

平成 31・32 年度岩手中部水道企業団建設工事競争入札

参加資格審査基準の変更点について

平成 31・32 年度岩手中部水道企業団建設工事競争入札参加資格審査について、主観的事項の審査項目を下記のとおり追加・変更しますので、ご留意ください。

1 主観的事項の追加・変更項目

項 目	内 容	点 数
工事成績評点 【変 更】	平成 28・29 年度の過去 2 年度に完成検査を実施したもので、請負金額が 130 万円以上の工事を対象とします。 特定建設工事共同企業体施工に係る成績評定点は、各構成員も同一の成績評定点とみなします。また、請負金額は出資割合を乗じた額とします。 $\left(\frac{(\text{請負金額} \times \text{評定点}) + \dots}{\text{請負金額} + \dots} - 65 \right) \times 2$ 上記計算式の 65：成績評定点の基準点数 上記計算式の 2：係数	+70～－156 点
地域貢献活動 【追 加】	平成 28・29 年度に企業団圏域内における以下の 4 要件全てを満たす地域貢献活動を行った場合に加点します。 (1) 対価を伴わない自主的非営利活動 (2) 企業又は組合としての取り組みであること (3) 地域と事前に合意形成がなされた活動であること (4) 活動内容の客観的な確認ができる活動内容であること 【対象となる活動例】 (1) 清掃活動、環境美化、環境保全活動等 (2) 就業体験、建設業体験事業、見守り活動等 (3) 地域での除排雪活動、学校グラウンド整備等 (4) 町内会行事支援等 (5) 消防団員に任命されている者を雇用	1 件+5 点 上限+20 点
緊急修繕業務の受託 【追 加】	平成 28・29 年度において、企業団と「水道保守修繕業務委託」の請負契約を締結し、漏水事故等に際しての緊急修繕の実績がある場合、加点します。	1 年度あたり +10 点 上限+20 点
新卒者の継続雇用 【追 加】	以下に掲げる者を平成 29・30 年度に採用し、平成 31 年 1 月 31 日まで継続して常時雇用している場合は加点します。 (1) 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部若しくは高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校を卒業後 3 年以内の者 (2) 公共職業能力開発施設又は認定高等職業訓練校（在職者訓練を除く）を終了後 3 年以内の者	1 人+10 点 上限+30 点

2 技術者要件の変更について

等級別区分を行う工事業種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設工事）の技術者最低要件を下記のとおり変更します。

工事業種別	等級区分	技術者要件 (平成 29・30 年度)	技術者要件 (平成 31・32 年度)
土木一式工事	A 級	1、2 級技術者 6 人以上 (内、1 級技術者 3 人以上)	1、2 級技術者 6 人以上 (内、1 級技術者 3 人以上)
	B 級	1、2 級技術者 3 人以上 (内、1 級技術者 1 人以上)	1、2 級技術者 3 人以上 (内、1 級技術者 1 人以上)
建築一式工事	A 級	1、2 級技術者 4 人以上 (内、1 級技術者 1 人以上)	1、2 級技術者 4 人以上 (内、1 級技術者 2 人以上)
	B 級	1、2 級技術者 3 人以上	1、2 級技術者 3 人以上
電気工事	A 級	1、2 級技術者 3 人以上 (内、1 級技術者 1 人以上)	1、2 級技術者 3 人以上 (内、1 級技術者 1 人以上)
	B 級	1、2 級技術者 1 人以上	1、2 級技術者 2 人以上
管工事	A 級	1、2 級技術者 3 人以上 (内、1 級技術者 1 人以上)	1、2 級技術者 3 人以上 (内、1 級技術者 1 人以上)
	B 級	1、2 級技術者 1 人以上	1、2 級技術者 2 人以上
水道施設工事	A 級	1、2 級技術者 3 人以上に加え 配水管及び給水管工事に必要な 技能資格を有する者を直接雇用 していること	1、2 級技術者 3 人以上 (内、1 級 技術者 1 人以上) に加え、配水管 及び給水管工事に必要な技能資 格を有する者を直接雇用してい ること
	B 級	1、2 級技術者 1 人以上に加え 配水管及び給水管工事に必要な 技能資格を有する者を直接雇用 していること	1、2 級技術者 2 人以上に加え 配水管及び給水管工事に必要な 技能資格を有する者を直接雇用 していること

備 考

- (1) 1 級は 1 級建設機械施工技士、各業種の 1 級施工管理技士、1 級建築士、各業種の技術士及び監理技術者資格者証の交付を受けている技術者とします。(資格区分表を参照。)
- (2) 2 級は、建設業法に定める主任技術者となりうる国家資格等を所有する者で、上記 1 級の者を除く者とします。また、実務経験を有する者（建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ）とは以下のとおりです。
 - ①高等学校の指定学科卒業後 5 年以上
 - ②大学及び高等専門学校の指定学科卒業後 3 年以上
 - ③上記以外 10 年以上

3 技能資格の継続

水道施設工事への参加を希望する場合に必要な技能資格に変更はありません。